

事 務 連 絡  
平成16年11月26日

社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部  
環境課  
整備課

廃食用油燃料の使用に関する注意喚起について

標記について、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全日本トラック協会会長、社団法人日本自動車連盟会長及び社団法人日本バス協会会長に対して別紙のとおり通知したので、情報提供いたします。

国自環第161号  
国自整第27号  
平成16年11月26日

社団法人全国乗用自動車連合会会長  
社団法人全日本トラック協会会長  
社団法人日本自動車連盟会長  
社団法人日本バス協会会長

）あて（単名各通）

国土交通省自動車交通局技術安全部  
環境課長

整備課長

#### 廃食用油燃料の使用に関する注意喚起について

近年、地球温暖化対策及び循環型社会の形成等の観点から、廃食用油燃料（廃食用油を原料として生成されるバイオディーゼル燃料）を軽油の代替燃料として既販のディーゼル自動車に使用している事例があります。

このような状況の中、今年7月、廃食用油燃料を使用した一部車両において、燃料供給系からの燃料漏れ等の不具合が発生した旨の報告がありました。これを受け、廃食用油燃料を使用している自動車の使用者を対象にアンケート調査を実施したところ、燃料フィルターや噴射ポンプの目詰まり、燃料供給系ホース等のゴムの劣化・膨潤、その部分からの燃料漏れ、エンジンの回転数不安定、始動性低下等が発生したことがあるとの回答が複数得られました。

このように、廃食用油燃料を既販のディーゼル自動車に使用すると上記のような車両不具合が発生する可能性があることから、当該燃料を使用する場合はこの点を十分認識した上で、車両不具合の発生を未然に防止するため、上記不具合に係る装置等を中心に点検整備を確実に実施するとともに、不具合が発生した場合には、速やかに自動車整備工場等において必要な整備を行うよう、傘下会員に対し周知方お願いいたします。